

9. イラン

IAEA理事会決議 GOV/2003/81（仮訳）

イランにおけるNPT保障措置協定の適用について
2003年11月26日理事会によって採択された決議

理事会は、

（a）2003年9月12日に理事会において採択された決議（GOV/2003/69）、
その中でも理事会が特に以下の点につき決議したことを想起し、

—イランが、保障措置協定に基づき報告義務のある物質、施設及び活動を報告していなかったことに関し懸念を表明した。

—イランが、IAEAが核物質の非転用の検証を確保できるよう、2003年10月末までに、IAEAによって指摘された不備（failures）の全てを是正し、かつ全ての必要な措置を執ることによってIAEAと完全に協力することが、重要かつ緊急であると決定した。

—事務局と協力しつつ、即時かつ無条件に追加議定書の署名、批准、完全履行を行うこと、さらには、信頼醸成措置として、速やかに追加議定書に基づいて行動することをイランに要求した。

—ナタンズへの更なる核物質の導入を含めた全ての更なるウラン濃縮関連活動及びあらゆる再処理活動を停止することをイランに求めた。

（b）10月21日にテヘランにて発出された、英、仏、独の外相とイランの国家安全保障最高評議会書記との間の合意声明を歓迎し、

（c）イランにおける保障措置の実施に関する2003年11月10日付事務局長報告（GOV/2003/75）を評価とともに留意し、

（d）イランとの保障措置協定を実施し、イランにおける保障措置上の全ての未解決の問題を解決するために、IAEAの権限及び特に2003年9月12日に理事会によって採択された決議（GOV/2003/69）の遂行の一環として、事務局長及び事務局が払っている専門的かつ公平な努力を賞賛し、

（e）アガザデ・イラン副大統領が自らの原子力活動の全容を提供し、協力と完全な透明性の政策を実施するというイランの決定を再確認したことを認識し、

(f) 事務局長報告第48パラに述べられているように、イランが、長期間に亘る数々の事例において、核物質及びその処理や使用、並びにそれらの物質が処理・貯蔵された施設の申告に関し、保障措置協定上の義務を果たしていないことを、深刻な懸念とともに留意し、

(g) 特に、イランが、IAEAの保障措置の枠外で、未申告の施設において、ウランの濃縮及びプルトニウムの分離を実施したことを最も重大な懸念とともに留意し、

(h) 過去に恒常的な隠蔽があり、その結果保障措置義務の違反(breaches)があったこと及びイランが明らかにし、事務局長によって報告された新たな情報が、以前にイランによって提供された情報と矛盾するさらに多くの違反を含むことを同様の懸念とともに留意し、

(i) 事務局長が冒頭発言において、イランがIAEAとより積極的な協力を始め、完全な公開性の政策を約束していることに確約を与えたことに言及したことに留意し、

(j) 既に執られた是正措置に加え、イランが、今後の査察の際に、IAEAの検証のために全ての核物質を提示すると約束したことを認識し、

(k) 信頼を回復するために、イランの協力と透明性が完全で持続的でなければならず、そうすればIAEAが全ての未解決の問題を解決し、長期的には、加盟国に求められている保証を提供し、また提供し続けることができるようになることを強調し、

(l) イランが、追加議定書に署名する用意があり、その発効までの間、追加議定書の規定に従って行動する意思がある旨表明したことを満足とともに留意し、

(m) 事務局長が冒頭発言において、イランがウラン濃縮関連活動及び再処理活動の停止を決定したと報告したことに留意し、

(n) イランが全てのウラン濃縮関連活動及び再処理活動を自発的に停止することが、国際的な信頼を回復するために引き続き非常に重要であることを強調し、

(o) 世界の開発途上国における需要に対する所要の考慮の下、発電を含む平和目的のために原子力を開発し、実用化するという加盟国の奪い得ない権利を

認識し、

(p) 保障措置協定に反して、禁止された目的のために核物質が使用されることを防ぐため、効果的な保障措置が必要であることを強調し、また、原子力の平和的利用の分野における協力を円滑化するためには、効果的な保障措置が極めて重要であることを強調し、

1. イランが積極的な協力と公開性を提供し、2003年9月12日付理事会決議（GOV/2003/69）における理事会の要求に前向きに対応していることを歓迎し、今後の作業が進む中で、イランによってなされた申告が、イランの過去及び現在の原子力活動の正確かつ完全で最終的な像をなし、そのことがIAEAによって検証されることが不可欠であると理事会がとらえていることを強調し、
2. 事務局長によって報告された、自らの保障措置協定の規定に従う義務のイランの過去の不備及び違反（past failures and breaches）に強い遺憾の意を表明し（strongly deplore）、イランに対し、保障措置協定上の義務を文言及び精神の双方で厳格に遵守することを求め、
3. 9月12日に理事会によって採択された決議（GOV/2003/69）第4パラにおいて、重要かつ緊急であると決定され、実施を要求された具体的な措置をイランが執ったとの事務局長による発言に留意し、
4. 事務局長に対し、イランによって提供された過去及び現在の原子力活動に関する情報が正確かつ完全であることを確認し未解決の問題を解決するために必要な全ての措置を執ることを要求し、
5. これを成し遂げるためには、特段強固な検証制度、すなわちイラン側の完全な透明性及び公開性の政策に裏打ちされた追加議定書が不可欠であるという事務局長の見解を支持し、
6. イランの原子力活動に関する未解決の問題の解明のためには、全ての第三国によるIAEAへの緊急、完全かつ緊密な協力が不可欠であることを再言し、
7. イランに対し、必要な全ての是正措置に緊急に着手し、完了させること、完全な開示と無制限のアクセスのイランの約束を実行することにより、IAEAとの完全な協力を継続すること、したがって、IAEAが加盟国によって求められている確証を提供し維持するために必要な相当の作

業を完了させるために不可欠な透明性・公開性を提供することを求め、

8. イランによる更なる重大な不備 (any serious failures) が発覚した際には、理事会は、周辺事情及び事務局長の勧告を勘案し、I A E A 憲章及びイランの保障措置協定に従って、執りうる全ての選択肢につき検討するために即座に会合を開くことを決定し、
9. 追加議定書を締結するというイランの決定を満足とともに留意し、イランが速やかに批准すること、また、批准までの間、全ての必要な申告を要求された時間の枠内に実施することを含め、追加議定書が発効したのと同様の行動をとることが重要である点を再強調し、
10. 全てのウラン濃縮関連及び再処理活動を自発的に停止するとのイランの決定を歓迎し、イランに対し、この決定を完全かつ検証可能な形で厳守することを要求し、また、事務局長がイランの申し出を受け、この決定の実施を検証し、その結果を報告することを支持し、
11. 事務局長に対し、3月理事会での検討のため、2004年2月中旬までに、本決議の実施に関する包括的な報告を提出すること、もしくは、より早い適切な時期に報告することを要求し、
12. 本件に引き続き関心を払うことを決定する。

イランにおけるNPT保障措置協定の適用について
2005年8月11日特別理事会によって採択された決議
(概要)

1. イランがイスファハンのウラン転換施設 (UCF) におけるウラン転換活動を再開することを決定したとの 2005 年 8 月 1 日の IAEA に対する通告、イランが同施設における加工ラインの第一工程にウラン精鉱 (UOC) を注入し始めたとの 8 月 8 日の事務局長の報告、並びに、イランが同施設の加工ライン及び四フッ化ウラン (UF₄) の封印を解除したとの 8 月 10 日の事務局長の報告に対し、深刻な懸念を表明する (expresses serious concern)。
2. 事務局長によって報告される進展がもたらす状況を是正すること、及び、その状況に関する更なる議論を認めることの重要性を強調する (underlines)。
3. イランに対して、過去の理事会決議において要求されたのと同様に自主的かつ法的拘束力がないものとして、ウラン転換施設 (UCF) における試験や生産等を通じた原料物質の生産を含むすべてのウラン濃縮関連活動の完全な停止を再度行うこと (re-establish)、及び、事務局長に対して、同施設において解除された封印を再度施すことを許可するよう求める (urges)。
4. 事務局長に対して、状況を注視し続けるとともに、今後のいかなる進展をも然るべく理事会に報告するよう要請する (requests)。
5. 事務局長に対して、2005 年 9 月 3 日までにイランの NPT 保障措置協定及び本決議の実施に関する包括的な報告 (a comprehensive report) を提供するよう要請する (requests)。
6. 本件について引き続き把握しておくことを決定する (decides)。

イランにおけるNPT保障措置協定の適用について
2005年9月24日理事会によって採択された決議
(概要)

1. 2003年11月10日付のIAEA事務局長報告(GOV/2003/75)で詳述された、NPT保障措置協定を遵守する自らの義務に対するイランの数多くの不備(failures)及び違反(breaches)が、IAEA憲章第12条Cにおける違反(non compliance)を構成することを認定する(finds)。
2. また、上記事務局長報告において言及されたイランの核活動の隠蔽の歴史、これらの核活動の性質、2002年9月以降、IAEAがイランの申告を検証する過程で明らかになった諸問題、及び、その結果としてイランの核計画がもっぱら平和的目的であるとの信頼が欠如していることが、国際の平和及び安全の維持に関する主要な責任を負う機関である安全保障理事会の権限内の問題を引き起こしたことを認定する(finds)。
3. 事務局長に対して、この決議及び過去の諸決議を履行するための努力を継続し、2005年9月2日付のIAEA事務局長報告(GOV/2005/67)において提起された諸問題に関する今後のいかなる進展を含め、再度理事会に報告を行うよう要請する(requests)。理事会は、IAEA憲章第12条Cの下で要求される報告(report)及び同憲章第3条B4の下で要求される通告(notification)の時期及び内容を検討する(will address)。
4. 事務局長が未解決の諸問題を解決し、必要な保証を提供することを助けるため、イランに対して、以下のことを求める(urges)。
 - (1) (2005年9月2日付の) IAEA事務局長報告で求められているように、保障措置協定及び追加議定書の正式な要求事項を超え、個人、調達に係る文書、汎用品、軍が所有する一部の作業場や研究開発区域へのアクセスを含む、透明性のための措置を実施すること。
 - (2) 2005年8月11日の理事会決議(GOV/2005/64)にあるような、すべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ継続的な停止を再度行

う(re-establish)こと。

- (3) 重水減速研究炉の建設を再考する(reconsider)こと。
 - (4) 追加議定書を早期に批准し、かつ、完全を実施すること。
 - (5) 追加議定書の批准を完了するまでの間、引き続き、イランが2003年12月18日に署名した同議定書の規定に従って行動すること。
5. イランに対して、自らのコミットメントを完全に遵守し、過去2年間、良好な進展を遂げてきた交渉プロセスに復帰するよう求める(calls on)。
6. 事務局長に対して、イランとのIAEA保障措置協定を実施し、同協定に対する追加議定書を暫定的に実施し、イランの過去の核活動のすべての側面の歴史及び性質のIAEAによる再現を可能にするために要求される、追加的な透明性のための措置を追求し、生じている信頼の欠如を補うために、努力を継続するよう要請する(requests)。
7. 本件について引き続き把握しておくことを決定する(decides)。

イ
ラ
ン

イランの核問題に関する「パリ合意」

(英仏独とイランの合意文書)

1. イラン・イスラム共和国政府並びにフランス、ドイツ及び英国政府は、欧州連合上級代表の支持を得つつ、2003年10月21日のテヘラン合意声明へのコミットメントを再確認し、その合意をもとにしながら、前進していくことを決定した。
2. EU3(英仏独)及びEU並びにイランは、NPTへのコミットメントを再確認する。
3. EU3及びEUは、NPT上の義務に従って行使されるイランのNPT上の権利を、無差別的に認める。
4. イランは、NPT第2条に従って、核兵器の獲得を求めず、また、今後とも求めないことを再確認する。イランは、IAEAに対する完全な協力と透明性の確保にコミットする。イランは、追加議定書の実施を、批准までの間、自主的に継続する。
5. さらなる信頼醸成のため、イランは、自主的に、すべてのウラン濃縮関連・再処理活動を含めて停止を継続し、拡大することを決定した。具体的には、ガス遠心分離機とその部品の製造と輸入；ガス遠心分離機の組立、設置、試験または運転；あらゆるプルトニウム分離を実施するため、あるいは、あらゆるプルトニウム分離施設を建設または運転するための作業；そして、あらゆるウラン転換施設におけるすべての試験または生産である。IAEAはこの停止について通知され、同停止を検証し監視するために求められる。停止は、IAEAが11月理事会に先立って停止が発効していることを確認できるようなタイミングで実施される。停止は、長期的な取り決めにつき、両者にとって受け入れ可能な合意に向けて交渉が継続している間、維持される。
6. EU3及びEUは、この停止が自主的な信頼醸成措置であって法的義務ではないことを認める。
7. 長期的な合意に関する交渉が継続している間停止を維持することは、全体のプロセスを継続させるためには不可欠(essential)である。この停止に関する文脈で、EU3及びEU並びにイランは、長期的な取り決めに関する両者に

とって受け入れ可能な合意に達するため、交渉を開始することで合意した。この合意は、イランの核計画がもっぱら平和的目的であるということについての客観的保証を提供する。また、この合意は、同様に、原子力、技術及び経済の分野での協力についての強固な保証と安全保障問題についての強固なコミットメントを提供する。

8. 運営委員会(steering committee)は、2004年12月前半にこれらの交渉を始めるために会合を開催し、政治及び安全保障に係る問題、技術及び協力、並びに原子力に係る問題に関するワーキング・グループを立ち上げる。運営委員会はワーキング・グループから進捗報告を受け、全体の合意に先立って実施することができるプロジェクト及び/または措置を先に進めるため、3ヶ月以内に再び会合を開催する。

9. 現行の合意の文脈において、また、未解決の問題を解決するに当たり見られた進捗に留意しつつ、EU3及びEUは、今後、イランの保障措置協定及び追加議定書の実施の枠組の中においてIAEA事務局長が適切と見なす時に、同事務局長によるIAEA理事会に対する報告が行われることを支持する。

10. EU3及びEUは、IAEA事務局長が「核燃料サイクルに向けた多国間アプローチに関する専門家グループ」へのイランの参加を招請することを支持する。

11. ひとたび停止が検証された場合、貿易・協力協定(TCA)に関するEUとの交渉は再開される。EU3及びEUは、WTOにおけるイランの加盟交渉の開始を積極的に支持する。

12. 核問題の進捗にかかわらず、EU3及びEU並びにイランは、アル・カーイダ及びモジャヘディン・ハルグ(MKO)を始めとする他のテロリスト・グループの活動を含め、テロと闘う決意を確認する。EU3及びEU並びにイランはまた、憲法にのっとり選出された政府の設立を目指しているイラクにおける政治プロセスを引き続き支持することを確認する。